

# 第32回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

計算書類の個別注記表  
(2019年8月1日から2020年7月31日まで)

株式会社ニッソウ

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://reform-nisso.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・未成工事支出金 個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・材料貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 4年～39年 |
| 車両運搬具     | 2年～5年  |
| 工具、器具及び備品 | 5年～6年  |

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

- 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(追加情報)

請負工事にかかる収益の計上基準について、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より、原価管理体制の整備強化等に伴い信頼性のある見積が可能となったこと及び工期は短期でも金額的重要性のある工事が発生していることから、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

この結果、完成工事高が37,323千円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が9,376千円増加しております

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 46,596千円 |
|----------------|----------|

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 |          |
| 普通株式                         | 460,000株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数   |          |
| 普通株式                         | 0株       |

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当社は、原則として所要資金を自己資金内で充当し、借入金・社債での調達は行っておりません。余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

###### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である完成工事未収入金は、顧客の信用リスクが存在します。工事未払金等の事業活動から生じた営業債務等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

###### ③金融商品に係るリスク管理体制

###### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングして、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、経営会議において当該取引実行の決定や回収状況の報告が行われております。

###### b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務等については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

###### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|              | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|--------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金   | 766,437千円 | 766,437千円 | －千円 |
| (2) 完成工事未収入金 | 299,992   | 299,992   | －   |
| 資産計          | 1,066,430 | 1,066,430 | －   |
| (1) 工事未払金    | 122,116   | 122,116   | －   |
| (2) 未払金      | 14,315    | 14,315    | －   |
| (3) 未払費用     | 14,160    | 14,160    | －   |
| (4) 未払法人税等   | 40,909    | 40,909    | －   |
| (5) 未払消費税等   | 26,513    | 26,513    | －   |
| 負債計          | 218,015   | 218,015   | －   |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)完成工事未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)工事未払金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、並びに(5)未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |         |
|----------------|---------|
| 繰延税金資産         |         |
| 貸倒引当金          | 765千円   |
| 賞与引当金          | 1,561千円 |
| 未払社会保険料        | 246千円   |
| 未払事業税          | 1,812千円 |
| 資産除去債務         | 289千円   |
| その他            | 158千円   |
| 繰延税金資産合計       | 4,834千円 |
| 繰延税金負債         |         |
| 資産除去債務に対する除去費用 | △91千円   |
| 繰延税金負債合計       | △91千円   |
| 繰延税金資産の純額      | 4,742千円 |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,916円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 296円50銭   |
- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は当該株式分割前の数値であります。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2020年9月14日開催の取締役会の決議に基づき、2020年10月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

### (1) 株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

### (2) 株式分割の概要

#### ①分割の方法

2020年9月30日を基準日として同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割を行っております。

#### ②分割により増加する株式数

|                 |   |            |
|-----------------|---|------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | : | 460,000株   |
| 今回の分割により増加する株式数 | : | 460,000株   |
| 株式分割後の発行済株式総数   | : | 920,000株   |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | : | 3,200,000株 |

#### ③株式分割の効力発生日

2020年10月1日

#### ④1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、以下のとおりです。

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 958円28銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 148円25銭 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。



### (3) 株式分割に伴う定款の一部変更

#### ①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年10月1日をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更しております。

#### ②定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款  | 変更後定款   |
|---|---|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>1,600,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>3,200,000株</u> とする。 |

#### ③定款変更の効力発生日

2020年10月1日

### (4) その他

今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はありません。

### (譲渡制限付株式報酬の導入)

当社は、2020年9月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年10月27日開催予定の第32回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

#### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含みます。以下同じ。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役（社外監査役を含みます。以下同じ。）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として導入される制度です。

#### (2) 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象役員に対して支給する金銭報酬債権の総額は、取締役につき年額20,000千円以内（うち社外取締役2,000千円以内）、監査役につき年額10,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式（以下「本株式」といいます。）の総数は取締役につき年8,000株以内（うち社外取締役800株以内）、監査役につき年4,000株以内といたします。なお、本株主総会の決議の日以降の日を効

力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議によって決定いたします。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額としない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、本制度による本株式の発行又は処分にあたっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれるものとします。

(イ)一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること

(ロ)一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

## 9. その他の注記

該当事項はありません。